

4/25

# 介護保険の生活援助、制限狙う

10月実施へ改定案

安倍内閣は2018年度の介護報酬改定で、ホームヘルパーが家事支援を行う「生活援助」を一定の回数以上利用する場合、ケアマネジャーに保険者への届け出を義務付けようとしています。10月実施に向け、厚生労働省はこのほど用27~43回とする要介護度別の届け出基準回数案を公表、パブリックコメントを行っています。約2万4000人が対象になる見込み。生活援助の利用制限をねらつもので、撤回を求める声が広がっています。（内藤真弓）

届け出基準回数案は、「通常は、これらは統計処理で機械的に算出されたもので、個別の実態にもとづくサービスの給付実績にもとづき介護度別に各自の「全国平均利用回数+標準偏差」を算出、最大12回、要介護2回で43回、要介護5回で38回で、要介護1回で27回、要介護2回で34回、要介護3回で43回、要介護4回で38回、要介護5回で31回で

ムヘルパーが家事支援を行う「生活援助」を一定の回数以上利用する場合、ケアマネジャーに保険者への届け出を義務付けようとしています。10月実施に向け、厚生労働省はこのほど用27~43回とする要介護度別の届け出基準回数案を公表、パブリックコメントを行っています。約2万4000人が対象になる見込み。生活援助の利用制限をねらつもので、撤回を求める声が広がっています。（内藤真弓）

## 認知症家族ら「撤回を」

の市町村に届け出なければならなくなります。保険者は介護・医療関係者らを集めて開く「地域ケア会議」でケアプランを検証、「不適切」と判断すればケアプランの是正を断ります。

### ■専門性否定

1回1~2回の利用にも届け出を求める制度に反対の声が高まっています。インターネットのケアマネ業務支援サイト「ケアマネジメント・オンライン」が行ったネットのアンケート調査（有効回答336人）では、「なんでそんなことを義務化するのか、意味がわからない。反対！」が40%で最多。「もうもろの手間とかを考えると、なんだか

「紙然としない」が39%で8割が否定的でした。

東京都足立区のケアマネ事業所「ケアサポートセンター千住」は約150人のケア

プランのうち10人が基準案月43回から同84回。いずれも要介護3~5の中・重度者で独居か日中独居。8人が認知症か精神疾患の患者です。所長で全日本医連ケアマネジメント委員の石田美恵さんは、「在宅の中・重度者を1回2回、3回の生活援助が支えています。ケアマネが必要と認める援助なのに保険者が届け出てチェックを受けるなど、ケアマネの専門性を否定し業務を増やすだけです。やめていただきたい」と憤ります。

### ■在宅困難に

表理事の田部井康夫氏は、「財務省が生活援助の利用に『上限設定』を求めたことが議論の出発点で、この仕組みが利用制限として機能することは明らかです。在宅で暮らす認知症の人々の生活が立ち行かなくなる」と厳しく批判し、「会として撤回を強く求めたい」と話しています。

埼玉県新座市で介護事業を